

江戸川区児童発達支援センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区児童発達支援センター条例（令和三年六月江戸川区条例第十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第二条 江戸川区児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）の利用時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。ただし、江戸川区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるときは、変更することができる。

(休業日)

第三条 児童発達支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する休日
- 三 一月二日及び同月三日並びに十二月二十九日から同月三十一日まで

(利用の申請)

第四条 条例第五条第一項の規定により児童発達支援センターを利用しようとする者の保護者（以下「申請者」という。）は、利用申請書を区長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第五条 区長は、前条の申請があったときは、利用の適否を審査し、相当と認めるときは、申請者に対し、利用承認書を交付する。ただし、不相当と認めるときは、利用不承認書を交付する。

(利用承認の取消し)

第六条 前条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の取消しをしようとするときは、利用承認取消願を区長に提出しなければならない。

(使用料の納付期日)

第七条 条例第六条第二項に規定する規則で定める納付期日は、区長が指定した日とする。

(使用料の減額又は免除)

第八条 条例第七条に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、それぞれ当該各号に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

- 一 災害、盗難等による被害を受け、使用料を納付することができない場合 全額
 - 二 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める場合 区長が認める額
- 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書を区長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第九条 条例第八条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、それぞれ当該各号に定めるところにより使用料を還付することができる。

- 一 利用者の責任によらない理由により利用することができない場合 全額
- 二 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める場合 区長が認める額

(実費負担)

第十条 条例第三条第二項に規定する児童発達支援事業で、実費を要するものについては、当該事業を利用する者は、その実費を負担するものとする。

(利用承認の取消し等の通知)

第十一条 区長は、条例第九条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用取消等通知書により、利用者に通知するものとする。

(禁止行為)

第十二条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をすること。

(係員の指示)

第十三条 児童発達支援センターの利用者は、その利用について、係員の指示を守らなければならない。

(指定管理者指定申請書の提出等)

第十四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第十六条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 児童発達支援センターの管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書
- 二 法人の定款
- 三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支予算書及び前事業年度の決算報告書
- 四 法人の事業経歴及び概要
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
(様式)

第十五条 この規則の施行について必要な様式は、区長が別に定める。

(委任)

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第十四条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。